

療育手帳 新規申請の注意事項

○新規申請について

- ・療育手帳の交付を希望される場合に提出してください。その場で、東部児童相談所又は東部知的障害者更生相談所の面談日の予約を行います。
- ・療育手帳の障がい程度の判定は、東部児童相談所（18歳未満）又は東部知的障害者更生相談所（18歳以上）が行います。知能検査の結果によっては、手帳が交付されない可能性もありますので、ご了承ください。

○提出書類

1. 療育手帳交付申請書
2. 調査票（新規申請用）
3. 手帳用写真1枚（大きさ：縦4cm×横3cm）
 - ※ 顔の部分を明確にしてください（ほぼ正面、胸から上、脱帽、単独）
 - ※ 写真の裏側に、ボールペンで「市町名（沼津市）」「氏名」「生年月日」を記入してください。
 - ※ 写真は面談日に直接持参することも可能です。

○面談日に持参するもの

【18歳未満の方】

1. 母子手帳

【18歳以上の方】

1. 必ず準備するもの

項目	資料
医療機関の記録	小児科医又は精神科医の診断書（発達期発症が確認できるもの）

2. 所持していれば準備するもの（無くても可）

項目	資料
乳幼児期の記録	母子健康手帳
	お便り帳（幼稚園・保育所在籍時の行動観察記録等）
学齢期の記録	成績表
	指導要録
	特別支援学級・特別支援学校の在籍証明書

	卒業生名簿（特別支援学級・特別支援学校の在籍が確認できるもの）
	卒業アルバム（特別支援学級・特別支援学校の在籍が確認できるもの）
福祉機関等の利用歴	児童相談所への相談記録
	市町村保健・福祉機関への相談記録
	社会福祉施設等の利用歴